旭川市史デジタルアーカイブ検討会開催要綱

（趣旨）

第１条　旭川市史デジタルアーカイブについて、学識経験者や関係団体等と連携し幅広い知見の中で編集内容等を検討するため、旭川市史デジタルアーカイブ検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（所掌事項）

第２条　検討会は、次の事項について意見交換等するものとする。

⑴　旭川市史デジタルアーカイブの編集内容について

⑵　その他史実の整理や資料の収集などに関連する情報について

（参加者）

第３条　検討会の参加者は、学識経験者や関係団体の推薦者、公募により選任される者など、市長が参加を依頼した者とし、人数は１０人以内とする。

２　参加者の任期は、令和９年３月３１日までとする。

（会議の進行）

第４条　会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

２　進行役は会務を総理し、会議の議長となる。

（会議）

第５条　検討会は、市長が招集する。

２　検討会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第６条　検討会の庶務は、総務部総務課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。